

令和4年福島県沖を震源とする地震により被災された地域にお住まいのお客様に対する

電気料金の特別措置について

2022年3月24日

大和ライフエナジア株式会社

このたび福島県沖を震源とする地震に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの地震の影響で災害救助法が適用された都道府県および隣接する地域のうち、お申し出いただいたお客さまに対して、以下のとおり電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

<特別措置の申込方法>

弊社による特別措置の対象地域で被災されたお客さまからのお申し出に応じて特別措置を適用させていただきます。特別措置の適用をご希望されるお客さまは、お手数ですが弊社コールセンターまでご連絡ください。

【コールセンター】

0120-49-7133 ※一部IP電話からは03-5549-7133へお掛けください。

受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後6時

<特別措置の内容>

1.支払期日の1ヵ月延長

2022年2月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限り）、2022年3月分、4月分および5月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。※お申し出いただいた時点ですでにお支払いいただいている場合は、遡っての適用はいたしません。

2.不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

3.被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2022年9月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

<特別措置の対象地域> (2022年3月17日時点)

<災害救助法適用日：3月16日>

■災害救助法適用対象市町村

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

■隣接市町村

岩手県：一関市，陸前高田市

秋田県：湯沢市，雄勝郡東成瀬村

山形県：山形市，米沢市，上山市，東根市，尾花沢市，最上郡最上町

東置賜郡高島町，西置賜郡小国町，西置賜郡飯豊町

新潟県：三条市，新発田市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町

茨城県：常陸太田市，高萩市，北茨城市，久慈郡大子町

栃木県：日光市，大田原市，那須塩原市，那須郡那須町

群馬県：利根郡片品村

■上記適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

お客さまコールセンター

TEL **0120-49-7133**

営業時間：9：00AM～6：00PM／土日祝日を除く

一部IP電話からは03-5549-7133へおかけ下さい